

# おきなわ監督署だより 3月号

(平成27年3月19日 沖縄労働基準監督署 発行)

## お知らせ 1

### 平成27年 業種別労働災害発生状況 速報値 (沖縄労働基準監督署管内)

平成27年に入って、休業4日以上労働災害は、製造業、建設業等の工業的業種の災害が増加、反対に、商業、接客娯楽業、保健衛生業等の非工業的業種が減少という傾向が続いています。建設業、食料品製造業ともゼロ災運動は継続しています。今一度、実施事項の点検をお願いします。

平成27年2月末 (沖縄署速報値)

	平成27年	平成26年	増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷者数	増減率(%)
全産業	25	25	0	0.0
製造業	9	4	5	125.0
食料品製造業	8	3	5	166.7
建設業	7	5	2	40.0
土木工事業	1	1	0	0.0
建築工事業	5	3	2	66.7
その他の建設業	1	1	0	0.0
運輸業	2	1	1	100.0
陸上貨物運送業	1	1	0	0.0
第三次産業 (運輸を除く)	6	15	-9	60.0
商業	2	3	-1	-33.3
接客娯楽業	1	2	-1	-50.0
保健衛生業	0	5	-5	-100.0
社会福祉施設	0	2	-2	-100.0
ビルメンテナンス業	0	2	-2	-100.0
その他の業種	1	3	-2	-66.7
警備業	1		0	0.0
駐留軍間接雇用	1	1	0	0.0

## 平成26年の労働災害発生状況

平成26年中の休業4日以上労働災害は、4月以降に確定しますが、2月末の速報値は下段のとおりです。工業的業種の減少率がやや減ってきますが、工業的業種の大幅減、商業、社会福祉施設以外の非工業的業種の増加傾向は変わっていません。

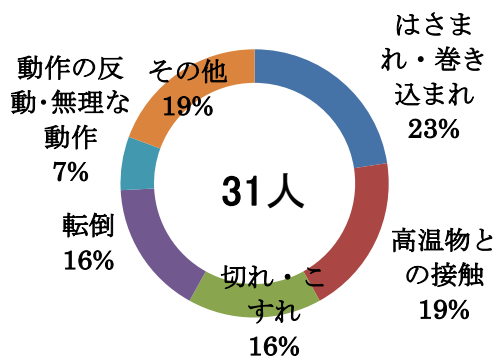
	平成27年2月末（速報値）		増減の状況 （対前年比）	
	平成26年	平成25年	死傷者数	増減率（%）
全産業	294 (1)	298 (1)	-4	-1.3
製造業	49	58 (1)	-11	-8.8
食料品製造業	31	34	-8	-24.2
建設業	58 (1)	67 (1)	-9	-13.4
土木工事業	6 (1)	9	-3	-33.3
建築工事業	44	58 (1)	-14	-24.1
その他の建設業	10	0		
運輸業	9	12	-3	25.0
陸上貨物運送業	5	11	-6	-54.5
第三次産業 （運輸を除く）	176	157	19	12.1
商業	35	42	-7	-16.7
接客娯楽業	25	23	2	8.7
保健衛生業	38	36	2	5.6
社会福祉施設	27	30	-3	-10.0
ビルメンテナンス業	16	16	0	0.0
その他の業種	62	40	22	55.0
警備業	8	6	2	33.3
駐留軍間接雇用	23	15	10	66.7

以下は、平成26年の主要業種の労働災害を分析結果です。

**事故の型**（起因物によりどのような傷病を負ったか）と**起因物**（どういう機械、設備や物、環境で事故が起きたか）により、業種別に優先すべき労働災害防止対策が分かってきます。

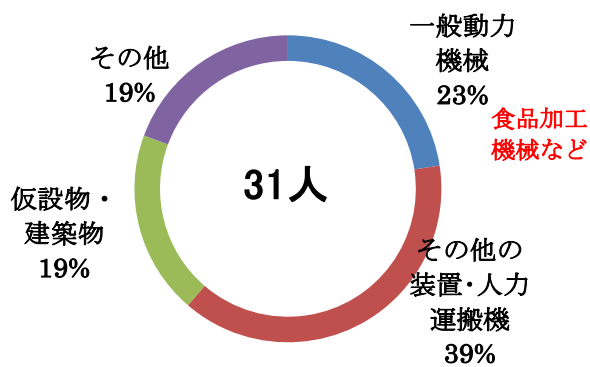
# ① 食料品製造業

## 事故の型



食品加工用機械へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれが40%近くを占めています。意外と多いのが「高温物との接触」=やけどです。

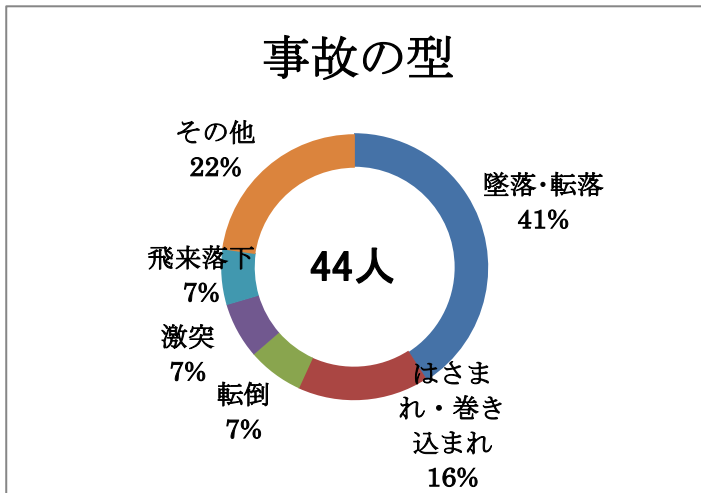
## 起因別



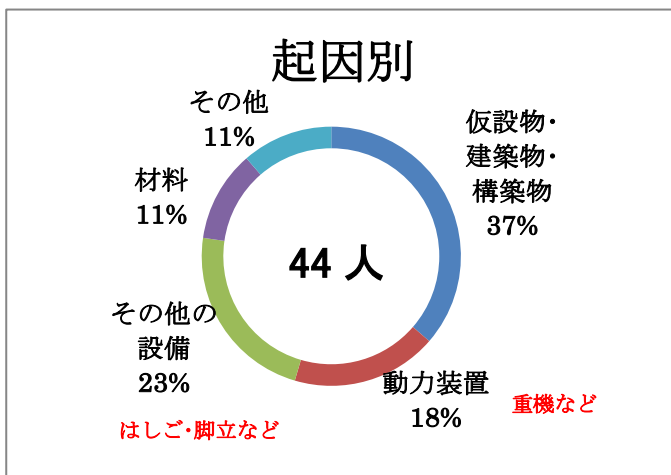
一般動力機械は、食品加工機械、その他の装置は、フライヤーや高温の蒸気を発する設備、人力運搬機は台車やカゴ車などです。



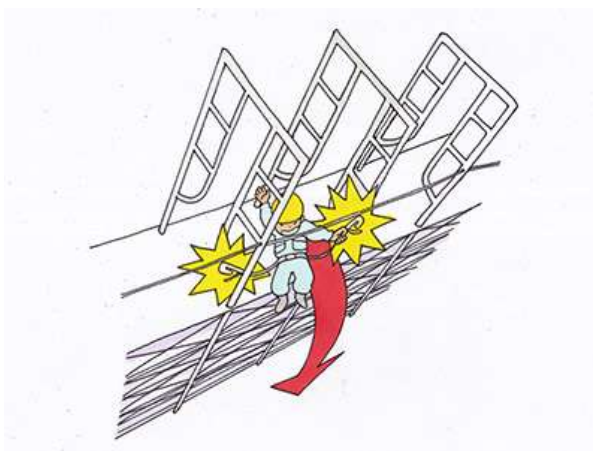
## ② 建築工事業



墜落・転落が40%を占めます。  
重機や吊り具へのはさまれ事故も  
対策が必要です。

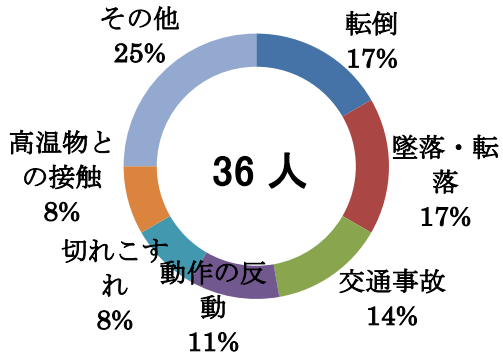


仮設物等は足場や建物ですが、  
その他の設備に分類される脚立・はしごが  
多くの事故に起因しています。



### ③ 商業

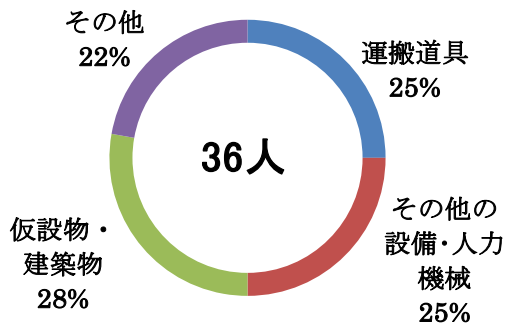
#### 事故の型



職場の転倒、転落災害（床で転んだ、階段から落ちたなど）の徹底を行えば、30%以上の災害が防げます。

配達等商用の自動車での荷台からの墜落防止対策や交通事故対策も重要です。

#### 起因物



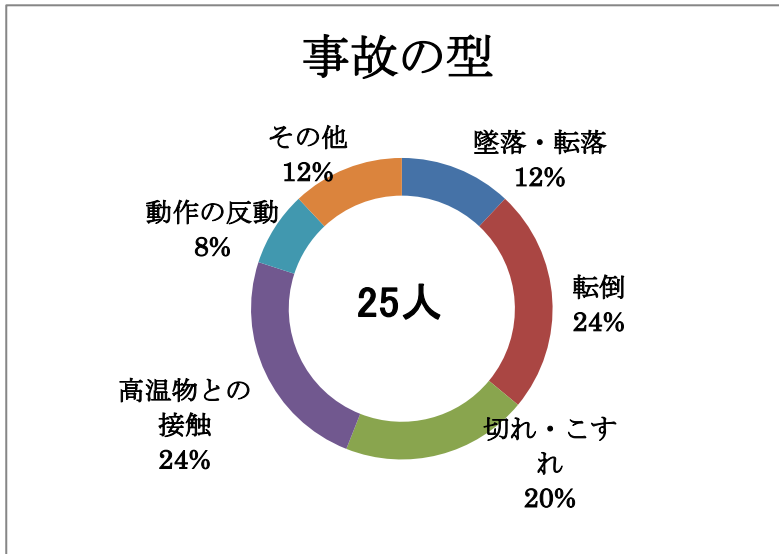
運搬道具は自動車（交通事故）がほとんどです。

その他の設備は、食品加工中の刃物類、やけどの原因となったフライヤーカゴ車などです。

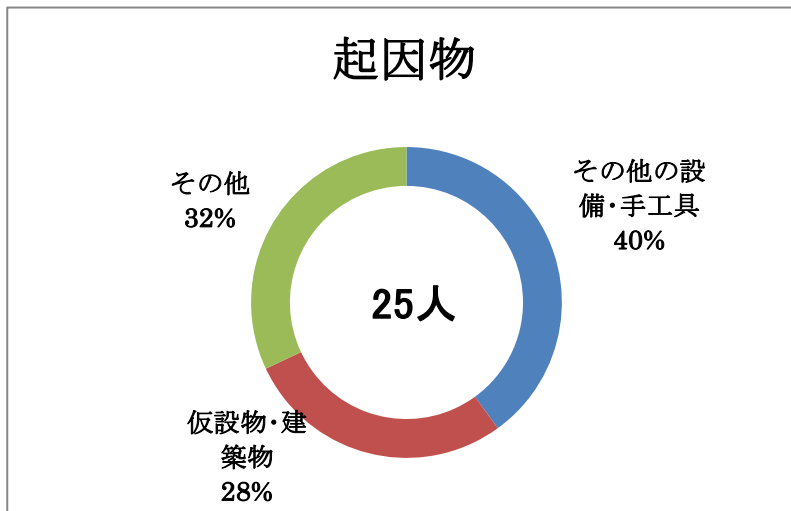
仮設物・建築物は転倒・転落に起因します。



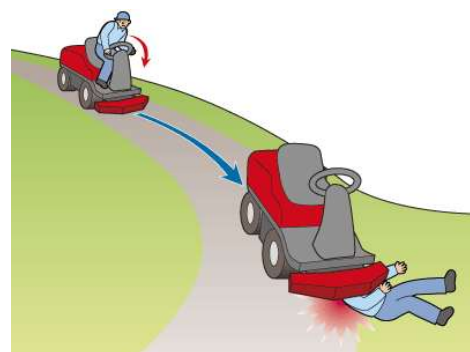
#### ④ 接客娯楽業（飲食店・ホテル・ゴルフ場など）



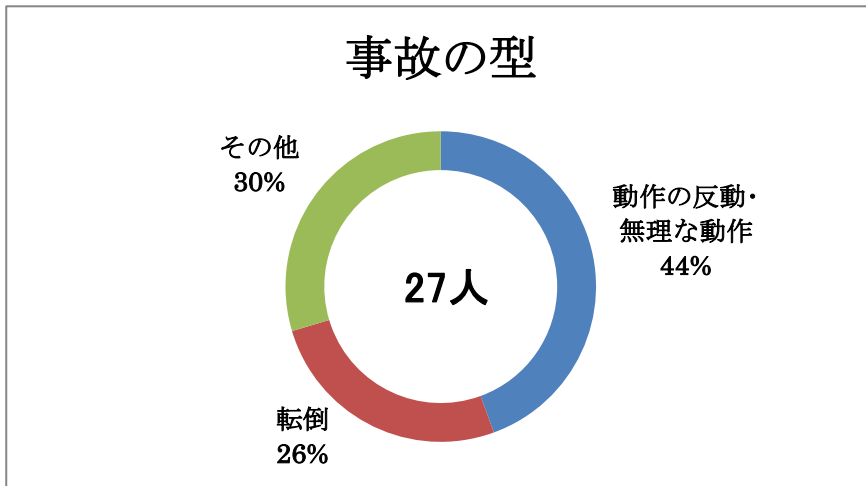
商業と同じく墜落・転落災害が30%を超え、調理場などでの食品加工中のやけど、刃物類での切れ・こすれ対策で大幅に事故を防げます。



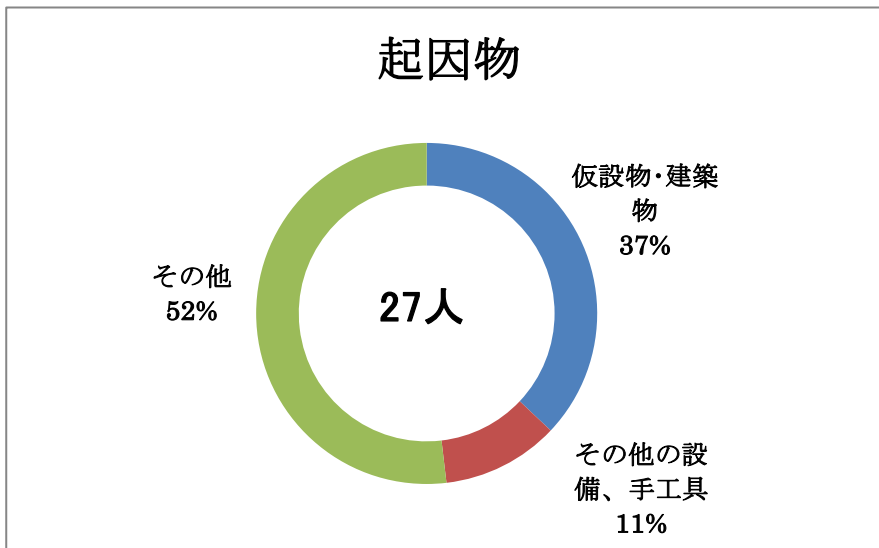
その他の設備は、やけどの原因となる調理設備や刃物類が多くを占めています。



## ⑤ 社会福祉施設



腰痛が45%近くを占めるのが、社会福祉施設の最大特徴です。作業方法の改善、腰痛予防運動等対策が急がれます。



施設利用者の介護のための体の移動等は重量物の取り扱いと同じですが、起因物上「その他」に分類されます。



## 3 月は、「労働条件明示・書面交付強化月間」です。

「交付していますか？ もらっていますか？」

## 労働条件通知書

沖縄監督署で昨年受けた労働相談は、景気の回復からか 2000 件を割り込みましたが、いまだ、解雇や賃金不払の相談が多く見られますが、労働条件が不明瞭のため、労働時間、時間外手当、年次有給休暇の労働条件が法定どおりとなっているか、不安を抱える労働者からの相談が後を絶ちません。

事業主は、労働者を雇い入れる際には、パート、アルバイトを問わず、必ず労働基準法で定められた労働条件を必ず書面により交付してください。

沖縄監督署で、昨年 4 月から 12 月まで受け付けた 1417 件の相談内容を以下のとおりまとめました。

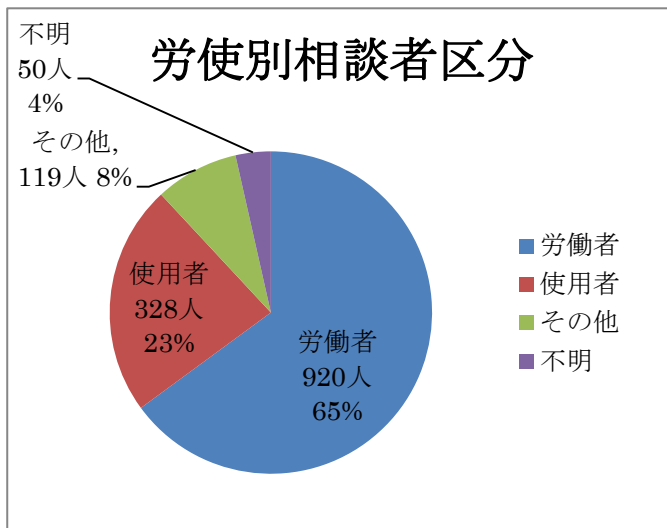
とくに、相談者の多くが所属する業種の事業主は、しっかり労働条件の明示を「雇い入れ通知書」等で行い、労働条件に関するトラブルを防止していただくようお願いいたします。



庁舎入口にノボリを立てています。



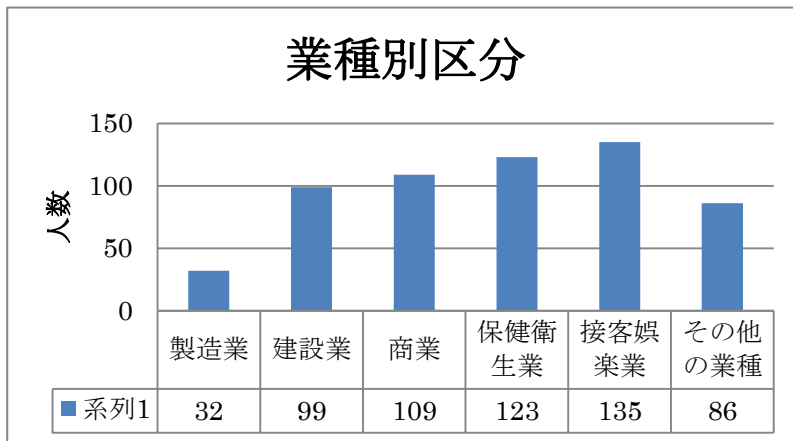
## ① 相談者の区分



使用者からの相談も23%となっています。法令の確認は、厚生労働省のポータルサイトでも確認しましょう。

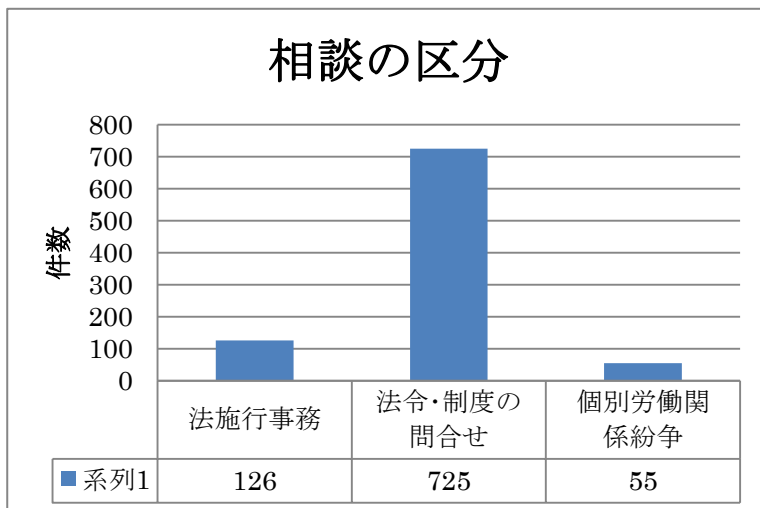


## ② 業種別の区分



接客娯楽業(飲食店・ホテルなど)、保健衛生業、商業、建設業の順となっています。

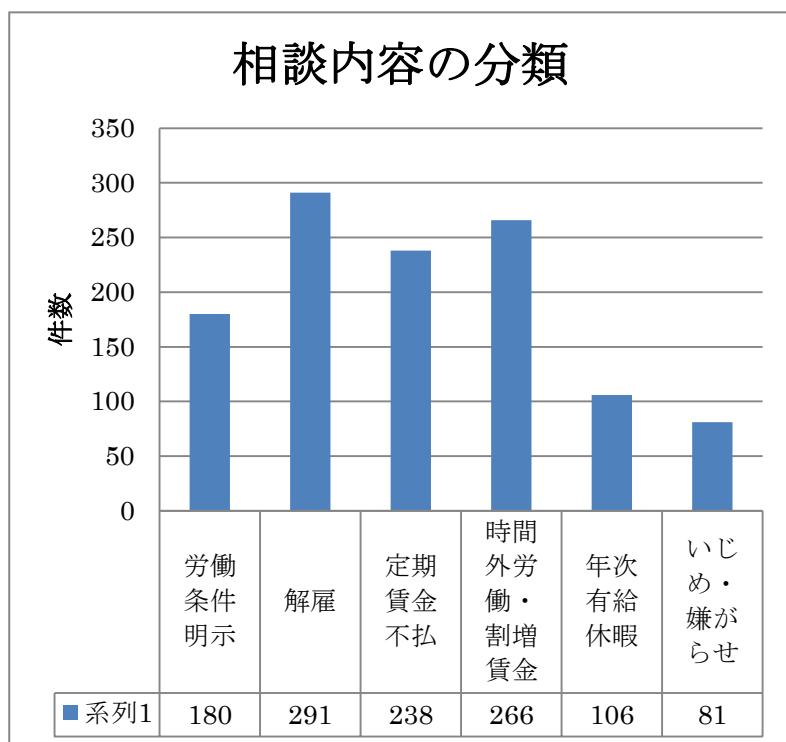
## ③ 相談の区分



法施行事務とは、賃金不払などで法令の指導を求めるもの、個別労働紛争は、解雇の撤回等民事的解決の相談ですが、圧倒的に法令・制度の問い合わせが多数を占めます。

## 労働条件明示に関する相談が多いのです！

### ④ 相談内容の分類



労働条件明示の相談が割りと多く、割増賃金や年次有給休暇なども労働条件が法令に即して明示されていれば、相談者の不安はなくなると思います。

事業主の皆さん、必ず労働条件明示を書面で行ってください。



リーフレット

[沖縄監督署・ハローワーク沖縄からのお知らせ](#)



安全衛生掲示板の横にも「労働条件通知書」

「労働条件通知書」は、下のアドレスからダウンロードできます。

<http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

### 沖縄労働基準監督署

〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎3F (098) 982-1263

賃金・解雇・年休・サービス残業・過重労働・パワーハラスメントなどの

労働相談は、沖縄総合労働相談コーナー へ (098) 982-1400